

災害時多目的船の建造を求める意見書

先の東日本大震災では、交通・通信網、医療施設等の社会インフラが完全に破壊された。こうした中で被災地では多くの傷病者が迅速な治療を受けることがままならない状態が続いた。その背景には、病院施設も損傷を受けたこと、損傷の軽微な病院でも対応できる病床数が絶対的に少ないこと、医師や看護師も被災者であり、また交通網も遮断されており即時に救急活動に従事できる人数が限られていたことがその理由である。

今後このような事態に迅速かつ適切に対処するには、最先端の医療設備・機器を搭載した病院船を建造し、海上からの医療支援が行える体制を整えることが必要であることは諸外国の例を見ても明らかである。

よって、国会及び政府におかれては、次のとおり、災害時多目的船（病院船）を建造・保有し、緊急時に医療サービスを可及的速やかに提供できる体制を早急に整備するよう強く求める。

- 一 東日本大震災の経験を踏まえ、災害時多目的船を新たに建造すること。
- 二 災害時多目的船は、災害時の医療活動及び物資提供などの支援活動の拠点に加え、政府の災害対策活動の現場指揮をとる司令塔の機能を有すること。
- 三 国家軸（国内災害対応）、国際軸（国際貢献）、地方軸（離島・僻地の医療支援）の三つの大きな柱を念頭に、災害時だけでなく平時の運用方法も含めた災害時多目的船の十分な調査・検討を行うこと。
- 四 災害時多目的船の母港として国内の東西二か所を整備することとし、西日本については大分県佐伯港とすること。
右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十四年七月四日

大分県議会議長 志 村 学

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	平田健二殿
内閣総理大臣	野田佳彦殿
総務大臣	川端達夫殿
財務大臣	安住淳殿
厚生労働大臣	小宮山洋子殿
国土交通大臣	羽田雄一郎殿
内閣府特命担当大臣	中川正春殿
（防災担当）	